



174-0043
東京都板橋区 坂下一丁目 19-1
板橋事業所

親展

市区町村管理番号
13102-0000001-000-1/1

戸籍に記載される振り仮名の通知書

東京都中央区長

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている**振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。**

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。
なお、相違ない場合は届出不要です。

※令和7年5月26日現在のデータにより作成しています。

本籍	東京都板橋区 坂下一丁目
----	--------------

【氏の振り仮名】

氏	富士
氏の振り仮名	フジ
氏の振り仮名の届出が可能な方	富士 太郎 様のみ

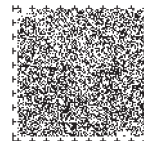
令和7年7月22日

【名の振り仮名】

①	名	太郎
	振り仮名	タロウ
②	名	シャーロット
	振り仮名	シャーロット
③	名	京子
	振り仮名	キョウコ
④	名	大地
	振り仮名	ダイチ

◆名の振り仮名の届出が可能な方
①～④の方が個別に届出可能です。
(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

※右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Uni-Voiceアプリ」/「Uni-Voice Blindアプリ」)



【必ず開封してください】
戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ

この通知に関してご不明な点がございましたら、法務省ホームページ及び当庁ホームページをご確認ください。当庁までお問合せされる際には、右上の市区町村管理番号をお知らせください。

<法務省HP>



<当庁HP>



◆法務省お問合せ番号【振り仮名コールセンター】
0570-05-0310 受付時間8:30～17:15 (休日・年末年始を除く)

◆当庁お問合せ番号
03-3546-5317 受付時間8:30～17:00 (休日・年末年始を除く)

矢印からゆっくりはがしてご覧ください。